

日本超音波医学会関西地方会運営要領

(制定 平成 2年10月11日)

(改正 平成 5年6月30日)

(改正 平成 7年12月21日)

(改正 平成 11年 2月 4日)

(改正 平成 18年12月 2日)

(改正 平成 22年 4月15日)

(改正 平成 23年 6月 9日)

(改正 平成 27年 8月26日)

1. 名称

本会は日本超音波医学会関西地方会と称する。

2. 目的

本会は、一般社団法人日本超音波医学会(以下、日本超音波医学会)の地方会として、超音波医学に関する学理及び応用の研究についての発展、知識の交換、情報の提供等を行うことにより、超音波医学及びその関連学問領域の進歩普及を図り、もって我が国における学術の発展に寄与することを目的とする。

3. 所属地域

本会に所属する地域は、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県とする。

4. 事業

本会は、日本超音波医学会地方会規定に基づき、次の事業を行う。

1)定期的な学術集会の開催

2)その他本会の目的達成のために必要な事業

5. 会員

会員は、3項の所属地域に属する日本超音波医学会会員とする。

6. 運営

1)運営委員会

本会の運営を円滑に行うために運営委員会を置く。

2)運営委員

本会には若干名の運営委員を置く。運営委員は運営委員長が委嘱する。

任期は2年とし、日本超音波医学会役員の改選と同じくする。再任は妨げない。

3)運営委員長、副委員長、監事、幹事、

運営委員の互選により運営委員長1名を選ぶ。任期は2年とし、再任を妨げない。

委員長の委嘱により副委員長、若干名の監事および幹事を置き、任期は2年とする。監事および幹事は委員長を補佐する。

4)名誉運営委員

運営委員会の互選により、関西地方会の運営に功労のあったものを名誉運営委員とする。名誉運営委員は委員会に出席して意見を述べることができる。

5)委員会の成立と議決

委員会は過半数の出席により成立し、出席者の過半数以上の賛成により議事を決 する。

7. 経理

1)「一般社団法人日本超音波医学会地方会会計」に関する取扱要領に基づき実施する。

- 2) 地方会会費は徴収しない。ただし学術集会の参加費は、その都度徴収する。
- 3) 学術集会収支決算書は、学術集会会長と協議のうえ運営委員長が作成し、地方会交付金収支決算書は運営委員長が作成し、地方会監事あるいは公認会計士の監査を受けた後、当該年度の3月20日迄に理事長に報告する。

8. 学術集会

1) 開催

学術集会は原則として年1回開催する。

2) 会長

運営委員会において学術集会の会長を選任する。

3) 参加資格

本学術集会は関西地区の日本超音波医学会会員を対象とする。

他の地域からの日本超音波医学会会員の参加も歓迎する。

会員以外の者も学術集会に参加できる。

本学術集会への参加は、日本超音波医学会認定専門医制度、日本超音波医学会認定検査士制度の対象となる。

4) 学術発表

本学術集会での一般演題の発表者は、原則として日本超音波医学会会員でなければならない。

9. 事務所

本会に事務所を置く。事務所は、兵庫医科大学 超音波センター

(〒663-8501 兵庫県西宮市武庫川町 1-1 TEL:0798-45-6316、FAX:0798-45-6340)

に置き、会員との連絡事務、本会の諸記録の管理等の業務を行う。

10. 施行、改廃

この運営要領は平成 27 年 8 月 26 日より施行し、改廃は運営委員会にて行う。